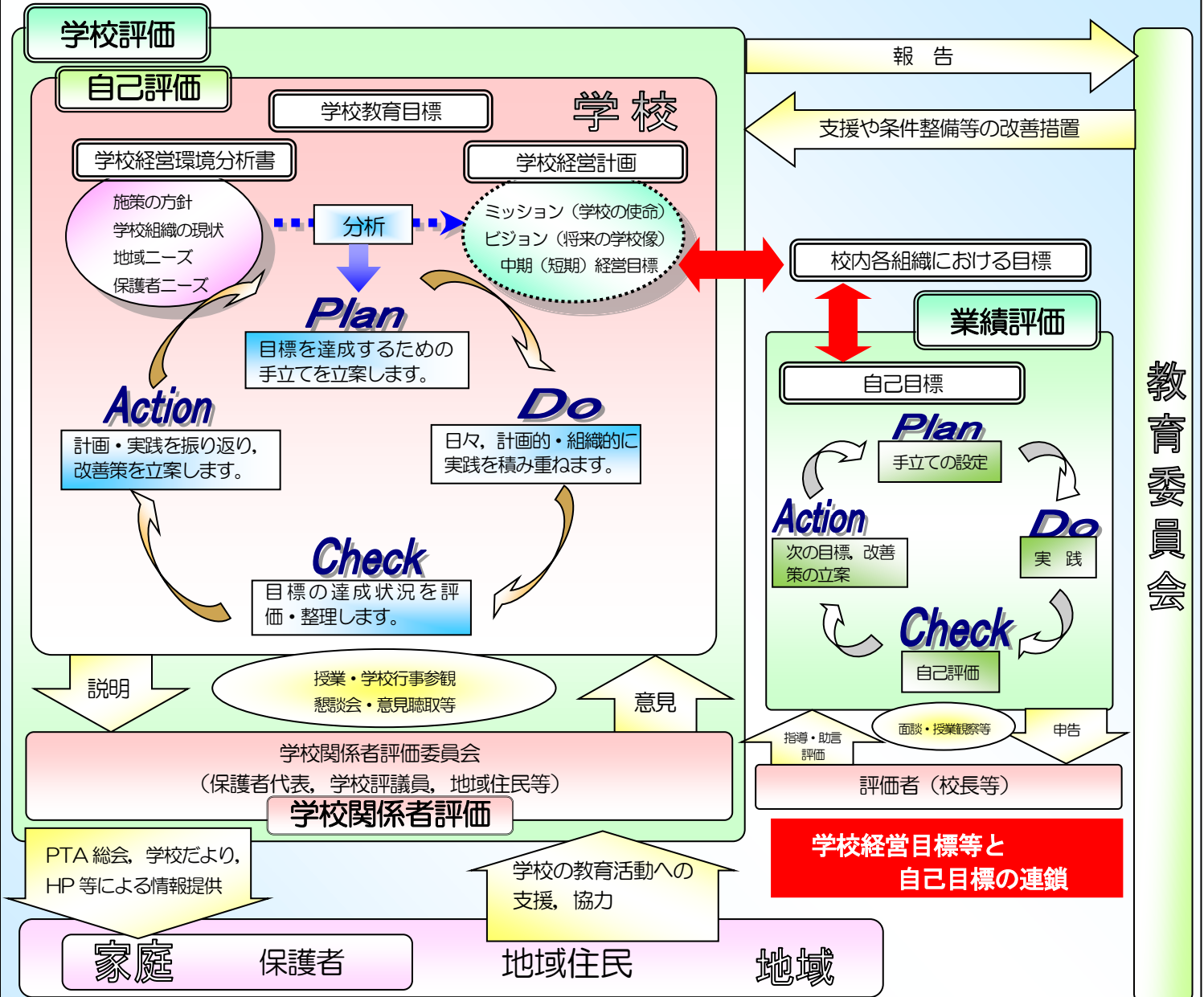


呉の学校評価

学校評価は、学校、家庭・地域が共に学校の教育力を高めることを目指しています。呉市においては、各中学校区で小中共通の重点化した目標等を設定して、取組を進めていきます。また、学校関係者評価委員会には小中共通の委員も選定します。



《学校評価》

- ★客観的に分析し、小中一貫教育の観点に立ち、重点課題を明確化
- ★経営目標の重点化・焦点化
- ★小中共通の経営目標を必ず設定 (●マーク)
- ★「学校における働き方改革」に関する目標を設定
- ★理解しやすく、学校が説明責任を果たしやすい工夫改善

《業績評価》

- ★組織目標を踏まえ、具体化・数値化・スケジュール化
- ・何を、どれだけ (達成水準)
- ・いつまでに (期限)
- ・どのように (方策)

学校評価に関する法（学校教育法）

〔学校運営評価〕

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

〔学校運営情報提供義務〕

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※幼稚園・中学校・高等学校にもそれぞれ準用

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則

第19条 校長は、義務教育の9年間で一貫した教育を推進し、法に掲げる義務教育の目標の達成に努めなければならない。